

## 20 非公開会社における新株発行の無効事由 ランク：A

---

1、XのYに対する本件新株発行無効の確認の訴え(828条1項2号)は認められるか。Yは非公開会社であるため、出訴期間は「一年」(828条1項2号)となる。本件新株発行は、2023年7月6日になされており、現在は2024年3月1日であるため、出訴期間は満了。

2、新株発行の無効原因については明文の規定がないため、無効原因をどのように考えるべきか。

発行された新株については、多数の利害関係人が生じるため、無効事由は重大な瑕疵に限るべき出るとも思える。

もっとも、非公開会社においては、株主は自身の持株比率に高い関心を有しているといえる。現に会社法は、非公開会社における新株発行については株主総会の特別決議(199条2項・309条2項5号)を要求している。また、非公開会社はその発行する全ての株式について譲渡制限が付されているため(2条5号参照)、株式発行に関する取引の安全を保護する必要性が高くない。よって、非公開会社においては、新株発行手続に内部的瑕疵ある場合であっても、無効原因となる。

3、本件新株発行については、上記のとおり必要な手続である、株主総会の特別決議を経ない。そしてこれはY社の内部的瑕疵であり、無効原因となる。

4、以上より、XのYに対する請求は認められる。

以上

## 20 非公開会社における新株発行の無効事由 【解説】

---

無効事由については、問題 19 を参照。

非公開会社における新株発行手続は、株主総会の特別決議（199 条 2 項、309 条 2 項 5 号）。株主総会の特別決議を欠く場合に無効事由が認められるか。

⇒判例は、無効事由になるとしている（最判平 24・4・24）。非公開会社では公開会社と異なって募集事項の決定を取締役会決議とすることができず、また、新株発行の無効の訴えの提訴期間も 1 年とされていることからすれば、非公開会社では既存株主の利益が重視するのが会社法の趣旨である。したがって、株主総会の特別決議を欠いた発行には無効事由が認めらえる。

⇒株主総会の不存も、株主総会の特別決議を欠くと同視できるため、無効事由となる。

⇒非公開会社では、新株発行のための株主総会決議が、公開会社における通知・公告と同視される。

支配権維持を主要目的とした新株発行は、不公正発行（210 条 2 号）に該当し得る。

不公正発行に該当することが無効事由に該当するか。

⇒判例は、不公正発行に該当し得たとしても代表取締役が業務執行として新株を発行している以上、無効事由とはならず、このことは非公開会社でも異ならないとしている（最判平 6・7・14）。